

令和2年2月4日

デジタル受信相談・対策事業における地上デジタルテレビ放送普及促進事業及び暫定的難視対策事業費補助事業に関する業務委託者の公募

一般社団法人日本CATV技術協会

総務省の令和2年度「デジタル受信相談・対策事業」は、福島県において原子力災害対策特別措置法に基づき、「警戒区域」「計画的避難区域」「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」「特定避難勧奨地点」または「緊急時避難準備区域」（以下「規制区域」という。）に指定された場所に帰還されるすべての皆様が、地上デジタル放送の受信環境を整えていくことを支援する事業です。

具体的には、帰還世帯からの受信相談への対応と関係自治体等との情報交換や現地戸別訪問等を行うことにより帰還状況と要対策世帯を把握し、技術的な検討を加えた上で最適な受信対策方法を検討し、すみやかに対策事業として実施するものです。また、対策が完了するまでの間は、暫定的な方法により地上デジタル放送または衛星放送を受信していただくための事業も実施いたします。加えて、デジタル放送受信機器をお持ちでない世帯に対しても簡易チューナーを支給するなど、包括的な支援をするものです。

当協会は、福島県の規制区域を対象とした「デジタル受信相談・対策事業」及び「暫定的難視対策事業費補助事業」を実施することを想定し、本事業について業務委託先を公募します。

業務委託先の選定は、提出された書類を第三者による評価委員会に諮り、その結果に基づき行うこととします。

ただし、業務委託契約の締結については、総務省の令和2年度予算に係る「デジタル受信相談・対策事業」を実施する団体として、当協会が採択された場合に限りです。

## 記

### 1. 公募の目的

デジタル受信相談・対策事業における地上デジタルテレビ放送普及促進事業、及び暫定的難視対策事業費補助事業について、事業展開が可能な業務委託先を1社選定します。

### 2. 業務概要

デジタル受信相談・対策事業に対する支援業務、及び暫定的難視対策事業費補助事業これに付帯する業務であり、具体的な業務は個別相談・調査、受信点調査、事業費補助事業となります。

### 3. 公募参加資格の要件

公募参加者は、公募時点で次に掲げる条件を満たしている1社、または3社以内で結成する特定共

同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。

(1) 基本参加要件

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に（共同企業体の場合は構成員すべてが）該当しないものであること。
- ② 建設業法第 3 条に規定する一般建設業、または特定建設業の許可（電気通信工事業に係わる者に限る）を（共同企業体の場合は構成員すべてが）受けていること。
- ③ 建設業法第 28 条の規定により指示又は営業の停止を（共同企業体の場合は構成員すべてが）受けていない者であること。
- ④ 共同企業体における出資比率は、代表者となる者が 50%以上になり、代表者以外の者は 2 社による場合 30%以上、3 社による場合 20%以上となること。

⑤ 資格要件

日常的に業務を遂行する上で、第 2 級陸上無線技術士（これと同等の資格を含む。）以上の資格者、または建造物障害予測業務実績および受信障害対策共聴の維持管理業務の実績を有する第 1 級 C A T V 技術者以上の資格者を配置し、指導を受けることが出来る体制を整えること。

ここでいう「指導」とは、実施や対面に限らず、電話による指導も含まれます。したがって、総務省・原発避難区域テレビ受信者支援センターに同居する委託先会社の事務所には、必ずしも資格者が常駐する必要はなく、他の事務所等に常駐し、必要に応じて電話指導や実施指導を行う場合も可とします。

(2) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者

① 契約の相手方として不適当な者

ア. 法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき。

イ. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ. 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア. 暴力的な要求行為を行う者

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ. 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ. 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ. その他前各号に準ずる行為を行う者

(3) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負、または再委託の相手方をしないこと。

(4) 本応募資格のない者の提出書類等は、無効とします。

(5) 付加応募参加要件

- ①プライバシーマークを取得するか、これに準ずる情報セキュリティ体制を整えること。また、下請負会社を含めた適切な情報セキュリティ(個人情報保護含む)管理体制を備えること。
- ②本事業の目的・主旨を十分理解し、経済的かつ安心・安全・信頼できる工事および施工管理が実施できること。特に、放射線に関する知識を持って実施すること。
- ③その他、当協会が必要と認める事項

#### 4. 公募参加方法

公募説明会に出席した上で、書類提出期限までに提出してください。

#### 5. 委託業務の内容

東北総合通信局が発表した「地上デジタル放送に係る受信者支援を行う団体の公募(令和2年1月22日)」に添付された公募要領に記載された事業のうち、以下に示す業務を委託する。

(1) デジタル受信相談・対策事業における地上デジタルテレビ放送普及促進事業

- ①訪問受信相談業務
- ②説明会・説明会資料の作成、外部会議への対応業務
- ③周知広報業務
- ④固定要員・管理要員の配置
- ⑤電話対応業務

(2) 暫定的難視対策事業費補助事業

- ①ワンセグチューナー設置工事
- ②BS チューナー設置及びアンテナ工事
- ③BS アンテナ設置工事

具体的な内容は公募説明会にて示します。

#### 6. 提出書類の内容と委託期間

(1) 説明会で配付する仕様書等を基に、下記の書類を提出していただきます。(2部)

- ・会社概要、組織図(事業展開が可能なことを示すもの)
- ・直近の決算書、監査報告書
- ・事業実績書(テレビジョンに関連した事業実績)
- ・委託に関する意志の決定を証する書類
- ・実施体制(要員、機材、管理体制、ブロック体制等がわかるもの)
- ・有資格者表(資格名、資格者名、人数など)
- ・安全対策(個人情報保護、労働安全衛生、放射線管理、暴力団排除に関する方針等)

- ・共同企業体として提案する場合は共同企業体協定書又は合意書
  - ・見積書（見積内容・内訳等）など
- (2) 本業務委託期間は、契約締結日から令和3年3月31日までを予定しています。  
ただし、契約期間については変更することがあります。

## 6. 公募の日程

応募するためには、下記の公募説明会に出席することが必要です。

応募される方は、公募説明会当日に配付する仕様書等を参照して書類提出締切りまでに書類（2部）を提出してください。

- (1) 公募説明会日時 : 令和2年2月13日（木）13時30分から1時間程度
- (2) 公募説明会場所 : 〒980-0014  
宮城県仙台市青葉区本町3-5-2 宮城県管工事会館 9F 第二会議室  
当日仕様書を配布します。
- (3) 質問受付 : 令和2年2月19日（水）15時までに森事務局長宛Eメールにて受付
- (4) 質問回答 : 令和2年2月20日（木）17時までにEメールにて全社宛に回答
- (5) 書類提出締切 : 令和2年2月25日（火）15時必着(厳守)【提出部数2部】  
[提出書類審査期間]
- (6) 委託候補者内定 : 令和2年3月10日（火）(予定)

## 7. 公募説明会への出席申込

公募事業の名称、出席者の所属、役職名、氏名、所属先の所在地、連絡先（電話番号、FAX番号、Eメールアドレス）を記載して、当協会東北支部へ持参（土日を除く）または郵便、Eメールにて送付してください。（説明会当日の出席者人数は最大4名までといたします。）

## 8. 書類提出方法

一般書留か簡易書留、または当協会東北支部へ直接持参のいずれかにより提出してください。

## 9. 担当窓口

一般社団法人 日本CATV技術協会 東北支部  
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-5-22 宮城県管工事会館 6F  
電話：022-261-5808、FAX：022-261-5830  
事務局長 森 伸二 mori@catv.or.jp